

## 第110回接続委員会 議事概要

日時 平成20年6月17日(火) 16:00~18:00  
場所 第三特別会議室  
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、藤原委員、森川委員  
総務省 武内電気通信事業部長、  
古市料金サービス課長、  
村松料金サービス課企画官、  
飯村料金サービス課課長補佐、事務局

### 【議事要旨】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について
  - 審議の結果、報告書（案）の形式を一部修正の上、電気通信事業部会に報告することとされた。
- ② 電気通信事業法施行規則等の一部改正について
  - 審議の結果、報告書（案）の形式を一部修正の上、電気通信事業部会に報告することとされた。
- ③ 東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの機能追加）について
  - 審議の結果、報告書（案）をもって電気通信事業部会に報告することとされた。

### 【主な発言等】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定について）

酒井主査代理：先の答申では、需要予測の考え方を示したものであるが、かい離額の算定についてはNTTが行っているという理解で良いか。

事務局：そのとおり。具体的な接続料算定、需要予測についてはNTTが行っ

たものである。

酒井主査代理：需要が予想より少なかった場合には調整制度があるが、予想より多かった場合にも調整が働くのか。

総務省：需要が予想より多い場合には取り過ぎとなるので、次期接続料原価において費用をマイナスすることとなる。

東海主査：考え方4の後段のなお書き部分にある、「任意に設定可能」との文言がどこに掛かっているのかが不明確であるため、「任意に当該期間を設定することが可能であることから」といった趣旨に修正すべき。

総務省：了。修正したい。

藤原委員：競争事業者は補正後の接続料水準について相当な期待と不安を持っていたと思うが、結局は当時報道されていた100円程度の接続料の低廉化という結果になっている。本年3月のNGN接続ルールの在り方の議論のうち、分岐端末回線単位の接続料設定の問題については解決策として色々な方式・代替案を示したものの、結論としては、加入光ファイバの接続料の一層の低廉化を図るということで決着をみたところである。これを受けて行われた今回の補正申請での接続料水準をどのように評価すれば良いのか。

総務省：3月末の答申では、大きく二つの方向性が示されたものと考えている。一点目は接続料そのものを低廉化すること。もう二点目は一芯当たりの光ファイバの共用の是非である。二点目については、NTT東西を含めた共用についてはすぐにはやらないが、競争事業者間において、光ファイバの共用について積極的に取り組むことで一芯あたりのコストを各競争事業者で分担することができる。そういった競争環境下においてまずは事業者間の競争を行ってもらいたいという考え方を示したものと理解している。

藤原委員：その後、競争事業者間の協議は随分と進展しているのか。

総務省：随分かどうかは別として、答申を踏まえた競争事業者間の共用に向けた協議を進めている状況であることは承知。

東海主査：藤原委員の今のご指摘について、競争政策の観点では補正後の接続料水準が果たして競争促進に資するののかという点は同感するところがある。ただ、今回の接続料の算定の補正という視点で審議会として求めた事項との関係で言うと、需要予測を実態に合わせるという手法が採られており、かい離額が生じれば当然のことながらプラスでもマイナスでも調整するとしているので、この形で収まらざるを得ないと感じている。しかしながら、藤原委員ご指摘の点については、この問題に関連する色々な場面で補完していかなければならないと考えている。

酒井主査代理：かい離額調整制度があれば、仮に300円の接続料の低廉化を求めたとしても、かい離額の補填はある訳であり、NTT東西が損をする訳で

はないのではないか。

総務省：かい離調整制度があるからといっても、NTT東西が全額回収できるという訳ではなく、かい離分については次期接続料の算定期間においてNTT東西と競争事業者で分担して負担することとなる。仮に今回の算定期間で100億円かい離額が発生したからといって、今の芯線割合でいうと、大部分はNTT東西が負担することになる。よって、かい離額がいくらであっても、NTT東西の経営に影響がないかということ必ずしもそういう訳ではない。

東海主査：個人的には、出来るだけ事後に数字を調整することは避けたいという考え方をもっており、かい離額調整はできるだけ避けたい。かい離額調整はあくまでも暫定的に2008年度と2010年度の二期において適用するという理解で良いか。

総務省：そのとおり。

森川委員：考え方1の最後のところで、「利用者利便向上の観点から」とあるが、それだけで良いのか。利用者は確かに重要だが、競争政策を考える上で、産業成長力のような観点は必要ないのか。

総務省：ここでは杓子定規に書いているところもあるが、電気通信事業法の目的の中で、利用者利便の確保を図り、もって公共の福祉を増進するとされているものを引用しているものであり、必ずしも他の視点を排除しているのではない。当然のことながら、森川委員のご指摘のとおり、産業の成長や国際競争力の向上なども含めて競争政策を推進していくということ。

酒井主査代理：今言ったことは非常にもっともな話で、産業がきちんとならないと結果的に最後は国民にしわ寄せがいくのは間違いないが、ここで書く際には、直接的に電気通信事業法の観点からすると、産業政策はあまり表に出さずに、利用者利便というのを表に出してしまいがちである。実際にはそういった両方を考えていくという形だと思う。

東海主査：私も同感。結局最終のところは利用者利便の向上、真ん中のところにいろいろなものがあるが、最終のところを書いておけば、途中の過程のものもカバーできるということ。別の審議会でも似た例はあった。

藤原委員：考え方のところ、6ページの考え方3に、「電力系事業者やCATV事業者等から設備競争の進展に支障があるとの具体的な意見が示されなかったことにかんがみると」とあるが、これはどういう趣旨か。

総務省：本年3月の答申の中では設備競争の進展への配慮についても言及されていた。この背景としては、電力系事業者やCATV事業者から、あまり接続料水準を大幅に引き下げると設備競争の進展への支障があるとの意見が出されたためであると理解している。他方、今回のパブリックコメントにおいては具体的な接続料水準自体について言及された意見はなかったため、当該

記載としているもの。

東海主査：当該記載は「設備競争の直接的な対象者たる」という意味か。

総務省：そのとおり。

## ② 電気通信事業法施行規則等の一部改正について

東海主査：改正概要 4 1 ページのただし書きにおいて、「接続料原価を算定するために必要なコストドライバに関する状況」との記載がある一方、考え方 3 の上から 3 行目の箇所においては「コストドライバの検討」との記載があるが、ここでの「状況」とは「検討状況」のことか。

総務省：基本的には検討状況という趣旨。

東海主査：現状の記載では何のことか分からない。本来であれば「接続料原価を算定するのに必要なコストドライバの検討状況」であろう。

総務省：再度平仄を合わせることにしたい。

森川委員：改正概要の 4 3 ページで「編集」という言葉が使われているが、どういう意味か。「変換」の事なのか。「変換」を入れるならば、「編集」はなくても良いのではないか。

また、電気通信事業法施行規則一部改正案中第 2 4 条の 5 第 1 4 項の S I P サーバの定義についてだが、厳密に言うと、S I P サーバは I P アドレスを付与しないのではないか。

総務省：「編集」と「変換」の用語の定義についてだが、「編集」については、電気信号なら電気信号、I P パケットなら I P パケットといったように同じ性質のものの中で情報内容の圧縮や符号化を行って加工していくことを表す。他方、「変換」については、電気信号と I P パケットの様に性質が違うものの間をまさに変換していくことを想定しており、同じ性質のものの中での加工といった行為と差別化しようとしているものである。

次に、S I P サーバの I P アドレスの付与についてであるが、S I P サーバと一概に言っても、その機能はまちまちだとは思いますが、N T T 東西が実装する S I P サーバの機能に限定すれば、I P アドレスをユーザ端末に向けて付与した上で回線認証を行ってセッションを張っているため、I P アドレスの付与を敢えて記載しているもの。

森川委員：S I P サーバという用語をどの範囲までと捉えるのかということにもよるが、一般的に出てくる N G N の図では、I P アドレスの付与や回線認証は普通のサーバが有する機能とは別だと思う。条文ではそこまでを含めて S I P サーバとしているという理解で良いのか。

総務省：そのとおり。

- ③ 東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（加入者系光ファイバ概算納期情報開示システムの機能追加）について

特段の発言なし。

以上